第１０２号議案

　　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年９月１８日

　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　　恭　　子

　　　職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

　職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年品川区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

　第１条中「第６項」の次に「から第８項まで」を加える。

　第９条を第１０条とし、第８条の次に次の１条を加える。

　（配偶者同行休業に伴う任期付採用および臨時的任用）

第９条　任命権者は、第２条または第６条第１項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第２号に掲げる任用は、申請期間について１年を超えて行うことができない。

　⑴　申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

　⑵　申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

２　任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

　（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

２　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　　第１３条第５項中「職員および」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年品川区条例第２１号）第９条第１項第２号の規定により臨時的に任用された職員および」に改める。

　　第１５条第１項第１号中「職員および」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第９条第１項第２号の規定により臨時的に任用された職員および」に改める。

　（説明）配偶者同行休業を取得する職員を代替するため、任期付職員を採用し、または臨時的任用職員を任用する必要がある。